

杉並区いじめ防止対策推進基本方針

**平成29年8月
杉並区教育委員会**

目 次

1	杉並区いじめ防止対策推進基本方針の策定について	1
2	いじめの定義	
3	いじめの禁止	
4	いじめの防止対策の基本的な考え方	
(1)	いじめを許さない学校をつくる	
(2)	児童・生徒の主体的な行動を促す	2
(3)	家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める	
5	教育委員会におけるいじめ防止等の取組	
(1)	日常的な学校への支援	
ア	教育SATによる支援	
イ	ネットでのいじめやトラブル防止への強化	
ウ	関係機関との連携による学校支援	
エ	教員研修の充実	
(2)	杉並区いじめ問題対策委員会による調査審議	3
(3)	未然防止に向けた取組	
ア	「いじめ対応マニュアル」の活用の推進	
イ	児童・生徒による主体的な活動の支援	
ウ	人権教育の推進	4
エ	豊かな人間性の涵養	
オ	情報モラル教育の推進	
カ	保護者・地域等との連携の促進	
(4)	早期発見・事案対処に向けた取組	5
ア	電話によるいじめ相談の充実	
イ	都の「ふれあい月間」等に合わせたいじめ調査の実施	
ウ	スクールカウンセラーによる相談体制の充実	
エ	いじめ相談体制の充実	
(5)	重大事態への対応	
ア	杉並区いじめ問題対策委員会による調査	
イ	カウンセリングの実施による心のケア	
ウ	迅速かつ適切な調査による事実の明確化と再発防止	6
6	学校におけるいじめ防止等の取組	
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	
(2)	いじめ防止のための組織等の設置	
(3)	学校のいじめ未然防止に向けた主な取組	
(4)	学校のいじめ早期発見・事案対処に向けた主な取組	7
(5)	学校で重大事態が発生した場合の主な対応	
7	いじめ防止対策の推進に向けて	

<参考資料> 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の全体図

ものであることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 児童・生徒の主体的な行動を促す

いじめ問題について児童・生徒が自ら考え行動する学校へ

児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように促す。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめの問題解決に向けて、社会全体による取組を進める。

5 教育委員会におけるいじめ防止等の取組

教育委員会は、次の取組を行う。

(1) 日常的な学校への支援

ア 教育SATによる支援

基本方針に基づく本区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育SATを核として、以下の取組を行う。

- いじめの防止等のための対策を学校・地域・関係機関と連携して推進する。
- いじめの防止等のための調査や報告を行う。
- いじめの防止等のための学校の対応を支援する。

イ ネットでのいじめやトラブル防止への強化

インターネット上のいじめやトラブルを解決するために、スマートフォン専用アプリケーション（「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」）の利用を推進し、児童・生徒がいじめ問題に関する相談をしやすいように環境を整備するとともに、問題解決に向けた支援を行う。

※「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」；「メール相談」、「そうだんQ&A」、「いじめやトラブルにあわないために」という、3つの機能をもったスマートフォン専用アプリケーションのこと。

1 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の策定について

教育委員会及び学校は、家庭・地域・関係機関と連携しつつ、いじめの問題を克服することを目指して、日常的に済美教育センターの教育S A T<スクールアシストチーム>（以下「教育S A T」という。）による学校支援や、電話によるいじめ相談等の取組を着実に進めてきた。

杉並区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、これらの経緯を踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・事案対処及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

※教育S A T；「いじめ」等の学校現場の生活指導上の緊急課題や、事故や事件等の安全確保上の緊急対応、中・長期的な課題対応を支援するための専門チームのこと。指導主事、元校長、スクールソーシャルワーカー等で構成。

2 いじめの定義

本基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識に立ち、教育委員会及び学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

（1）いじめを許さない学校をつくる

いじめを生まない、許さない学校へ

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす

ウ 関係機関との連携による学校支援

教育S.A.T、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、弁護士（学校法律相談事業）、その他の福祉機関や医療機関等との連携により、学校のいじめ対応を支援する。

※学校法律相談事業；区立学校における法的問題等について、校長及び副校長が弁護士に直接相談し、必要な助言を受けることができる事業のこと。平成29年4月より開始。

エ 教員研修の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であることを踏まえ、いじめ問題に対応する教員の資質・能力の向上を図るための研修を充実する。

（2）杉並区いじめ問題対策委員会による調査審議

法第14条第3項に基づき、教育委員会の附属機関として「杉並区いじめ問題対策委員会」を設置し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する調査審議を行う。

また、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な推進を図るために区長の附属機関として設置している「杉並区青少年問題協議会」を法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」に位置付け、それぞれの附属機関が連携を図ることで、いじめ防止等の対策の実効性を確保していく。

（3）未然防止に向けた取組

ア 「いじめ対応マニュアル」の活用の推進

各学校において「いじめ対応マニュアル」を基に、いじめ問題への共通理解を図るとともに、「いじめ発見チェックリスト」等を活用して、児童・生徒がいじめにあつてないかを確認するよう支援する。

イ 児童・生徒による主体的な活動の支援

児童・生徒自らが、いじめについて学び主体的にいじめの防止について考える「すぎなみ小・中学生未来サミット」等の取組を支援し、児童・生徒の意識及び行動変容を促すとともに、いじめ防止等に向けた実践的態度を養う。

※「すぎなみ小・中学生未来サミット」；全区立小中学校の児童・生徒の代表がいじめ問題を含む明るい学校づくりをテーマに、自校の取組を紹介したり意見交換を行ったりするサミットのこと。平成25年～27年度まで開催されてきた「杉並中学生生徒会サミット」を発展して実施。

ウ 人権教育の充実

人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層推進するために、人権教育研修会を実施し、教員の人権意識を高める。また、人権推進委員会による研究等を推進し、その取組の成果について学校に普及を図る。

エ 豊かな人間性の涵養

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、いのちを大切にし、思いやりの心を育むために、各学校で実施する「いのちの教育」の取組や、小学校で実施する「スタートカリキュラム」、中学校で実施する「フレンドシップスクール」の活動を支援する。

※スタートカリキュラム；小学校へ入学した子どもが、子供園、幼稚園、保育所等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を發揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。

※フレンドシップスクール；小学校から中学校に進学した生徒が、新たな学習集団や学習環境等、学校生活の変化に対して早期に順応し、その後の充実した中学校生活の基盤を作るために実施するもの。

オ 情報モラル教育の推進

携帯電話・インターネット等でのいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童・生徒に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる活動を関係機関と連携し支援する。

また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、教員の意識の向上を図るとともに、対応力を強化するための研修を実施し、実践例等の情報提供を行う。

カ 保護者・地域等との連携の促進

地域社会全体でいじめ問題について考え、克服していくために、学校・家庭・地域や関係機関等が連携して行う、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、土曜授業による取組等を支援する。

※道徳授業地区公開講座；学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的に都教育委員会が平成14年度から実施している事業のこと。

※セーフティ教室；小・中学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進に資するため、都教育委員会が平成16年度から実施している事業のこと。

(4) 早期発見・事案対処に向けた取組

ア 電話によるいじめ相談の充実

児童・生徒が安心して相談でき、いじめ問題の悩みや苦しみの解決に向けて学校と連携して対応するために「すぎなみ いじめ電話レスキュー」事業を推進する。

※すぎなみ いじめ電話レスキュー；子どもたちに親身に寄り添い、不安な気持ちを受け止め、安心していじめの悩み等を相談できる電話相談窓口として設置。

イ 都の「ふれあい月間」等に合わせたいじめ調査の実施

東京都の「ふれあい月間」（6月・11月・2月）等に合わせて、年間3回以上のいじめ調査を実施する。いじめの早期発見・事案対処を図るとともに、未然防止、課題の改善等につながるよう学校の取組を支援する。

※東京都の「ふれあい月間」一学校におけるいじめの認知件数及び対応状況について実施される東京都教育委員会による調査のこと。

ウ スクールカウンセラーによる相談体制の充実

いじめをはじめとする児童・生徒及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じるとともに、早期発見・事案対処するため、全小中学校に配置したスクールカウンセラー（以下「SC」という。）による面談を実施し、学校全体の組織的な対応を支援する。

エ いじめ相談体制の充実

いじめで悩み、苦しむ児童・生徒やその保護者に対し、早期発見・事案対処を図るために、担当部署への来所による相談及び電話相談等の相談事業を充実する。

(5) 重大事態への対応

ア 杉並区いじめ問題対策委員会による調査

杉並区いじめ問題対策委員会は、学校において、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）には、平時の取組を踏まえ、同項に規定する組織として、同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会の会議に報告するものとする。

イ カウンセリングの実施による心のケア

重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童・生徒やその家族に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携を図り、SC、心理士、SSW等を派遣して対応する。

ウ　迅速かつ適切な調査による事実の明確化と再発防止

重大事態が発生した場合には、教育委員会の附属機関である杉並区いじめ問題対策委員会において、事実を明確にするための調査等を実施し、その調査結果、事態への対処及び再発防止策を区長並びにいじめを受けた児童生徒・保護者に報告する。

6 学校におけるいじめ防止等の取組

学校は、次の取組を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。(法第13条)

自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(2) いじめ防止のための組織等の設置

当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する。

(法第22条)

組織の構成員については、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、S C等のほか、必要に応じて S S W、弁護士、警察官経験者(スクールソポーター)、子ども家庭支援センター職員等も加える。

(3) 学校のいじめ未然防止に向けた主な取組

ア 「すぎなみ小・中学生未来サミット」の取組等を通して、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。

イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」「生き方を学ぶ教育活動」の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない能力・態度を育成する。

ウ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質・能力の向上を図る。

※いのちの教育；いじめ等の問題行動の現状や児童・生徒の心の健康について示された「自殺対策基本法」の施行を受けて、毎年5・6月と9・10月に全区立小中学校で実施している生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する道徳の授業及び体験活動、読書感想文コンクール等の取組のこと。

※生き方を学ぶ教育活動；杉並区教育ビジョン2012に示された「目指す人間像」における「育みたい力」の育成のために設置された教育活動のこと。

(4) 学校のいじめ早期発見・事案対処に向けた主な取組

- ア 各校いじめ防止基本方針及び、「いじめ対応マニュアル」を活用して、いじめの早期発見・事案対処を行い、完全解決に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。
- イ 東京都の「ふれあい月間」等に合わせた年3回以上のいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。
- ウ 教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。

(5) 学校で重大事態が発生した場合の主な対応

- ア 重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力する。
- イ いじめられた児童・生徒及びいじめの実態を報告してくれた児童・生徒の安全・安心を確保するため、組織的な取組を徹底する。
- ウ 保護者や地域、学校支援本部や学校評議員会等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決を図る。

7 いじめ防止対策の推進に向けて

教育委員会及び学校は、いじめ防止対策の推進に向け、本基本方針の趣旨等について、家庭・地域・関係機関への周知に努める。また、本基本方針に基づいた取組を定期的・継続的に確認し、その結果等に基づき必要に応じて適切な対応を図るものとする。

